



2025年5月15日

各位

会社名 中外鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西元 丈夫
(コード番号 1491 東証スタンダード市場)
問合せ先 IRセンター室長 桜庭 勲
(TEL. 03-3201-1541)

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を2025年6月27日に開催予定の第133回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式併合

1. 株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、2025年3月31日現在で289,747,982株となっており、他の東京証券取引所スタンダード市場上場会社と比較すると多い状態にあります。また、株価水準も2桁台であることから、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況にあり、一般投資家の皆様への影響が小さくないものと認識しております。

このような状況をふまえ、発行済株式総数を削減して当社株式の投資単位を適切な水準に調整し、また、より柔軟な株主還元施策の実現を目的として、20株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

20株につき1株の比率をもって併合いたします。(2025年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

③効力発生日

2025年10月1日

④効力発生日における発行可能株式総数

57,945,000株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

⑤併合により減少する株式数等

併合前の発行済株式総数（2025年3月31日現在）	289,747,982株
併合により減少する株式数	275,260,583株
併合後の発行済株式総数	14,487,399株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合比率に基づき算出した理論値であります。

3. 株式併合の日程

2025年5月15日（木） 取締役会開催日
2025年6月27日（金）（予定） 本定時株主総会開催日
2025年10月1日（水）（予定） 本株式併合の効力発生日

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 株式併合により減少する株主数

2025年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	37,834名（100%）	289,747,982株（100%）
20株未満	3,705名（9.8%）	13,270株（0.0%）
20株以上100株未満	2,925名（7.7%）	136,768株（0.0%）
100株以上2,000株未満	22,811名（60.3%）	10,380,282株（3.6%）
2,000株以上	8,393名（22.2%）	279,217,662株（96.4%）

本株式併合を行った場合、20株未満の株式を所有されている株主様は株主たる地位を失うこととなります。また、所有株式数100株以上2,000株未満の株主様は、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。なお、単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取請求の手続きが可能です。また、定款一部変更が承認可決されることを条件として、単元未満株式の売渡請求の手続きが可能です。具体的なお手続きは、お取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）までお問い合わせください。

6. 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

II. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①発行可能株式総数の変更

株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するものであります。なお、本定款変更は、本株式併合に係る議案の承認可決及び本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日（2025年10月1日）に効力が生じることとなります。

②単元未満株式の買増制度の新設

単元未満株式を所有する株主様の利便性向上のため、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、現行定款第10条を新設し、これに合わせて現行定款第9条の定めを一部変更するものであります。なお、本定款変更につきましても、2025年10月1日に効力が生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>11億5千890万株</u>とする。</p> <p>（単元未満株式についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5千794万5千株</u>とする。</p> <p>（単元未満株式についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第 10 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>附 則 (新設)</p>	<p>(<u>单元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p><u>第 10 条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。但し、当社が売り渡すべき单元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p>第 11 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 6 条（発行可能株式総数）、第 9 条（单元未満株式についての権利）、第 10 条（单元未満株式の売渡請求）の変更は、2025 年 10 月 1 日から実施する。なお、本附則は第 6 条、第 9 条、第 10 条の変更の効力発生後、削除されるものとする。</u></p>
---	--

(3) 日程

2025 年 5 月 15 日（木）	取締役会開催日
2025 年 6 月 27 日（金）（予定）	本定時株主総会開催日
2025 年 10 月 1 日（水）（予定）	定款変更の効力発生日

以上

別紙

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では普通株式 20 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 2. 所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 2. 株主様の本株式併合後のご所有株式数は、ご所有株式数に 20 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	20,000 株	200 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	2,202 株	22 個	110 株	1 個	0.1 株
例 3	200 株	2 個	10 株	なし	なし
例 4	15 株	なし	なし	なし	0.75 株

※例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例 2、例 4 に該当する株主様は発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この処分代金は 2025 年 12 月上旬頃に分配する予定であります。

例 2、例 3 に該当する場合、株主様は、本株式併合により発生する単元未満株式についてご希望により「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。

具体的なお手続きおよびご不明な点につきましては、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。また、効力発生前のご所有株式が、20 株に満たない株主様（上記例 4）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたく存じます。

Q 3. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 3. 本株式併合により株主様の所有株数は 20 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりません。そのため、株式市況の変動その他の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、本株式併合後の株価につきましては、理論上は本株式併合前の 20 倍となります。

Q 4. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 4. 本株式併合の効力発生（2025 年 10 月 1 日）前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことで、端数株式が生じることを避けることが可能です。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせ下さい。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 本株式併合により株主の皆さまのご所有株式は 20 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合後の株式数を基に 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定です。株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた 1 株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株式併合により単元未満株式が生じます。株式併合後も「単元未満株式の買取」「単元未満株式の買増」制度の利用ができますか？

A 6. 本株式併合後においても、「単元未満株式の買取」制度の利用は可能です。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）までお問い合わせ下さい。

Q 7. 投資単位（最低投資金額）は、どうなりますか？

A 7. 2025 年 5 月 14 日現在の東京証券取引所における終値 71 円を前提に例に挙げると、本株式併合の前後における投資単位は、次のとおりです。

併合前 71 円／株×100 株＝7,100 円

併合後 1,420 円／株×100 株＝142,000 円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は 20 倍になります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください？

A 8. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

2025年5月15日(木)	取締役会開催日
2025年6月27日(金)(予定)	定時株主総会開催日
2025年9月30日(火)(予定)	株式併合の基準日
2025年10月1日(水)(予定)	株式併合の効力発生日

Q 9. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか？

A 9. 特段のお手続きの必要はありません。なお、「単元未満株式の買取」制度、または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用が可能です。

ご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人連絡先】

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）